平成２５年（フ）第１０３号
三重県鈴鹿市算所１丁目６番30号
債務者　吉田　　恵
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
津地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第２９号
京都府亀岡市曽我部町南条向山16番地、前住所京都府亀岡市曽我部町南条向山15番地
債務者　須田　秀美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
京都府南丹市日吉町志和賀土井ノ内18番地１
債務者　小林　愛海（旧姓余田）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
兵庫県川西市清和台東２丁目１番地の５509
債務者　津田　　愛（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４９１号
兵庫県神崎郡福崎町福崎新279番地
債務者　尾上八千代
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８５号
兵庫県姫路市西八代町17番11号
債務者　アミューズクリエイトこと　谷口　勇夫
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２００号
兵庫県姫路市町坪188番地１　キャッスルコート21―202号、従前の住所兵庫県姫路市五軒邸４丁目140番地
債務者　砂村由美子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１３２号
奈良県桜井市大字谷132番地の９
債務者　鈴木　純子（旧姓嚴樫）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１８６号
奈良市南永井町乙１番地の10
債務者　永野　義仁
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３４４号
広島市安佐南区八木４丁目29番25―105号
債務者　中本　鈴美（旧姓山村）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３９９号
広島市中区宝町６番10―504号
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０４号
広島市西区中広町１丁目５番20―301号
債務者　山下　律子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４０８号
広島市中区小網町１番17―202号
債務者　林文子こと　金　　文子
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第５１号
山口県下関市大字福江910番地２
債務者　小田　賀史
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
山口県下関市綾羅木本町４丁目２番29号　富士見ハイツ202号
債務者　江上　英隆
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第１６号
徳島県阿南市羽ノ浦町岩脇七反地58番地、旧住所徳島県阿南市那賀川町三栗132番地２
債務者　仁木　　克
1　決定年月日時　平成25年６月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２５年（フ）第５２号
愛媛県四国中央市金田町金川174番地１　南部第一団地６区18棟８号、前住所愛媛県四国中央市金田町金川1094番地の４
債務者　内田　孝憲
1　決定年月日時　平成25年６月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
松山地方裁判所西条支部